

議案第47号

目黒区営住宅条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成27年9月3日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

目黒区営住宅条例の一部を改正する条例

目黒区営住宅条例（平成9年11月目黒区条例第53号）の一部を次のように改正する。

第3条中「別表」を「別表第1」とする。

第43条の次に次の7条を加える。

（駐車場の利用者の資格）

第43条の2 区営住宅の駐車場（以下「駐車場」という。）の利用者は、次に掲げる条件を具備している者でなければならない。

- (1) 駐車場が設置されている区営住宅の使用者又は同居者であること。
- (2) 自己又は同居する者が、移動に常時車椅子を必要とする者その他身体等に障害を有し歩行が困難な者（以下この号において「車椅子使用者等」という。）であって、当該車椅子使用者等の移動のために使用する目的で、自己の自動車を所有し、又は所有する見込みがあること。
- (3) 使用者が区営住宅の使用料又は共益費を滞納していないこと。

（駐車場の利用の許可）

第43条の3 駐車場を利用しようとする者は、区長の許可を受けなければならない。

（駐車場の利用の申込み）

第43条の4 前条の許可を受けようとする者は、区長に対して駐車場の利用の申込みをしなければならない。

（駐車場の使用料等）

第43条の5 駐車場の使用料は、別表第2のとおりとする。

2 駐車場の利用は、1世帯1台分限りとする。

(駐車場の使用料の減免等)

第43条の6 区長は、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、駐車場の使用料を減額し、若しくは免除し、又は駐車場の使用料の徴収を猶予することができる。

(駐車場の利用許可の取消し)

第43条の7 区長は、駐車場の利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該利用者に対して、期日を指定して、当該駐車場の利用許可を取り消し、その明渡しを請求することができる。

- (1) 不正の行為によって駐車場の利用の許可を受けたとき。
- (2) 正当な理由がなく駐車場の使用料を3月以上滞納したとき。
- (3) 正当な理由がなく15日以上駐車場を利用しないとき。
- (4) 駐車場又はその付帯設備を故意に毀損したとき。
- (5) この条例又はこの条例に基づく規則その他の規程に違反したとき。
- (6) 第43条の2各号に規定する条件を欠くに至ったとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、区長が駐車場の管理上必要があると認めるとき。

2 前項の規定による請求を受けた駐車場の利用者は、速やかに当該駐車場を明け渡さなければならない。この場合において、当該利用者は、損害賠償その他の請求をすることができない。

(準用)

第43条の8 駐車場の利用については、第14条、第20条及び第24条の規定を準用する。この場合において、第14条第3項中「第24条第1項」とあるのは「第43条の8において準用する第24条第1項」と読み替えるものとする。

別表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第43条の5関係）

区営住宅の名称	使用料（月額）
目黒区営青葉台一丁目アパート	35,000円
目黒区営碑文谷アパート	28,000円

付 則

この条例は、平成27年10月1日から施行する。

（説明） 区営住宅に駐車場を設置することに伴い、その使用料その他必要な事項を定めるため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。

資料

目黒区営住宅条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(_____ は、改正点)

改 正 案	現 行 条 例
<p>(名称及び位置等)</p> <p>第3条 区営住宅の種類、名称、位置及び戸数は、<u>別表第1</u>のとおりとする。</p> <p>。</p> <p><u>(駐車場の利用者の資格)</u></p> <p>第43条の2 区営住宅の駐車場（以下「駐車場」という。）の利用者は、<u>次に掲げる条件を具備している者でなければならない。</u></p> <p>(1) <u>駐車場が設置されている区営住宅の利用者又は同居者であること。</u></p> <p>(2) <u>自己又は同居する者が、移動に常時車椅子を必要とする者その他身体等に障害を有し歩行が困難な者（以下この号において「車椅子使用者等」という。）であって、当該車椅子使用者等の移動のために使用する目的で、自己の自動車を所有し、又は所有する見込みがあること。</u></p> <p>(3) <u>使用者が区営住宅の使用料又は共益費を滞納していないこと。</u></p> <p><u>(駐車場の利用の許可)</u></p> <p>第43条の3 <u>駐車場を利用しようとする者は、区長の許可を受けなければならない。</u></p>	<p>(名称及び位置等)</p> <p>第3条 区営住宅の種類、名称、位置及び戸数は、<u>別表</u>のとおりとする。</p>

(駐車場の利用の申込み)

第43条の4 前条の許可を受けようとする者は、区長に対して駐車場の利用の申込みをしなければならない。

(駐車場の使用料等)

第43条の5 駐車場の使用料は、別表第2のとおりとする。

2 駐車場の利用は、1世帯1台分限りとする。

(駐車場の使用料の減免等)

第43条の6 区長は、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、駐車場の使用料を減額し、若しくは免除し、又は駐車場の使用料の徴収を猶予することができる。

(駐車場の利用許可の取消し)

第43条の7 区長は、駐車場の利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該利用者に対して、期日を指定して、当該駐車場の利用許可を取り消し、その明渡しを請求することができる。

- (1) 不正の行為によって駐車場の利用の許可を受けたとき。
- (2) 正当な理由がなく駐車場の使用料を3月以上滞納したとき。
- (3) 正当な理由がなく15日以上駐車場を利用しないとき。
- (4) 駐車場又はその付帯設備を故意に毀損したとき。

(5) この条例又はこの条例に基づく規則その他の規程に違反したとき。

(6) 第43条の2各号に規定する条件を欠くに至ったとき。

(7) 前各号に掲げる場合のほか、区長が駐車場の管理上必要があると認めるとき。

2 前項の規定による請求を受けた駐車場の利用者は、速やかに当該駐車場を明け渡さなければならない。この場合において、当該利用者は、損害賠償その他の請求をすることができない。

(準用)

第43条の8 駐車場の利用については、第14条、第20条及び第24条の規定を準用する。この場合において、第14条第3項中「第24条第1項」とあるのは「第43条の8において準用する第24条第1項」と読み替えるものとする。

別表第1 (第3条関係)

(現行に同じ。)

別表第2 (第43条の5関係)

区営住宅の名称	使用料 (月額)
目黒区営青葉台一丁目アパート	35,000円
目黒区営碑文谷アパート	28,000円

別表 (第3条関係)

(省略)